

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達等の制定について

平成21年11月20日
安全保障貿易審査課

1. 「特定子会社包括許可制度」

日本資本100%の海外子会社（※）に対して、当該子会社の過半数の株式を持つ日本の親会社が、当該子会社に対して輸出された貨物の管理等について指導・監査をしている場合に、当該子会社を最終需要者とする輸出等について、包括的に許可を行う「特定子会社包括許可制度」を創設する。

※親会社の指導・監査がなされ、輸出された貨物等の管理体制が日本資本100%の海外子会社と実質的に同等と特に認められる海外子会社も含むことを検討

2. 「直線軸位置決め精度申告値について」

工作機械の該非の基準となる直線軸位置決め精度の申告値を経済産業省に提出できる者として、輸出管理社内規定を整備している者等の要件を新たに規定。

- (1) 申告値について、輸出する時点で付加する可能性のある補正機能をすべて付加した状態で測定するものとする（型式毎の付加したオプションをすべて明記させる）。
- (2) 申告値の有効期間を5年に定める。

3. 「輸出貿易管理令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物の輸出許可等に係る事前同意について」（お知らせ）

移設検知装置が搭載された状態で輸出された工作機械について、工作機械の製造者によって①工作機械移設検知装置の性能、②再起動に当たって必要となるパスワードについて製造者等の管理、及び③パスワードの要求があった際に輸出者に事前同意を得ること、が保証されている場合に、輸出先国における所有権・使用权の移転を伴わない再移転について、経済産業省の事前同意を不要とすることとする。

4. 輸出者誓約書及び需要者誓約書における誓約事項の遵守について（お知らせ）

申請に際して添付される誓約書の内容を適切に遵守していない需要者等については、輸出者への情報提供として公表することがあり、また必要に応じて、外為法第55条の8の規定に基づく報告徴収を求めることがある旨を周知する。

5. 需要者等が確定していない場合の輸出許可等について（お知らせ）

ストック販売の実績報告の回数については、6回以上や以下もあるため、6回と規定した当該規定を削除する。